

目次

第1章 総則	1
第1条（約款の適用）	1
第2条（約款の変更）	1
第3条（用語の定義）	1
第4条（基本サービスの内容）	2
第5条（利用契約の単位）	2
第6条（利用の条件）	2
第2章 サービスについて	2
第7条（機器の故障）	2
第8条（機器の滅失、紛失、盗難等）	3
第3章 雑則	3
第9条（機密保持）	3
第10条（禁止事項）	3
第11条（情報の削除等）	4
第12条（著作権）	5
第13条（加入者の義務）	5
第14条（基本サービス提供の終了にともなう当社の責任等）	5
第15条（損害賠償の免責および特約事項）	5
付則	6

イツコム タブレットサービス契約約款

第1章 総則

第1条（約款の適用）

イツコム・コミュニケーションズ株式会社（以下「当社」といいます。）は、当社の定めるイツコムサービス契約約款（以下「共通約款」といいます。）およびイツコム タブレットサービス契約約款（以下「基本サービス約款」といいます。）に基づき、タブレットサービス（以下「基本サービス」といいます。）を提供します。

第2条（約款の変更）

当社は、第3条（用語の定義）に定める加入者の同意を得ることなく基本サービス約款を変更することがあります。その場合には、料金その他の提供条件は、変更後の基本サービス約款によります。

2. 基本サービス約款を変更する場合、当社は可能な限り事前に、当該変更により影響を受ける加入者に対し、当社の定める方法により告知します。

第3条（用語の定義）

基本サービス約款において使用する用語は、次の意味で使用します。

用語	用語の意味
加入者	当社と利用契約を締結している個人または法人
利用契約	当社から基本サービスの提供を受けるための契約
サーバコンテンツ保有事業者	当社と提携し、基本サービスを提供するため、サーバやコンテンツを保有する事業者
電気通信	有線、無線その他の電磁的方式により、符号、音響または映像を送り、伝え、または受けること
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路、その他の電氣的設備
当社やサーバコンテンツ保有事業者の通信設備	基本サービスを提供する上で必要なサーバ等の通信機器
機器	基本サービスの利用にあたって使用するタブレット端末および付属品
タブレット端末	当社が選定を行い提供するタブレット端末
Wi-Fiタブレット	無線LAN接続に対応したタブレット端末
SIMフリータブレット	SIMカードのロック（キャリアや機種毎の制限）が解除されているタブレット端末
ホームアプリ	当社および日本デジタル配信株式会社が管理・運営するアプリケーション「any tagpad App」による、地域・生活情報をポータル化して提供するサービス
サーバ	基本サービス提供にあたり、機能やデータを保有している機器
ソフトウェア	当社やサーバコンテンツ保有事業者の通信設備とデータ通信を行うため、または各種情報を表示するためタブレット端末に搭載されたシステム
コンテンツ	基本サービスで配信する情報内容、画面、音声や映像等
通知	特定の相手に個別に情報を伝えること
告知	広く多くの相手に情報を伝えること

第4条（基本サービスの内容）

基本サービスは、当社および日本デジタル配信株式会社（以下「JDS」といいます。）より提供するホームアプリ「any tagpad App」を、タブレット端末を介してご利用いただく情報提供サービスです。

2. 基本サービスで提供するサービス品目は、次の通りとします。

サービス品目
ホームアプリ+端末（Wi-Fiタブレット）、ホームアプリ+端末（SIMフリータブレット）

3. 当社は、サービス品目またはサービス内容を変更することがあります。この場合、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により告知します。
4. 基本サービスの利用に際しては、基本サービスの利用契約と同時に、当社が別に定めるホームアプリ利用規約に基づくホームアプリ契約（以下「ホームアプリ契約」といいます。）およびイッツコムとことんサポート利用規約に基づくイッツコムとことんサポート利用契約（以下「とことんサポート利用契約」といいます。）の締結が必要となります。
5. 基本サービスの利用に際しては、基本サービス約款のほか当社が別に定めるホームアプリ利用規約、イッツコムとことんサポート利用規約、その他の利用条件等を遵守するものとします。

第5条（利用契約の単位）

加入者は、1個人または1法人につき原則として最大5つの利用契約を申し込むことができるものとします。

2. 契約期間は、共通約款第9条（利用契約の成立と利用開始日）に定めるタブレット端末の利用開始日が属する月の翌月から24ヵ月間とします。契約期間満了後、タブレット端末の所有権は当社から加入者に移転し、加入者から解約の申し出がない限り、加入者とは、第4条第4項に定めるホームアプリ契約およびとことんサポート利用契約が継続するものとします。なお、この場合、別に定めるイッツコムサービス料金表（以下「料金表」といいます。）に定める契約事務手数料は発生しません。

第6条（利用の条件）

申込者は、サーバコンテンツ保有事業者が別に定める規約・利用条件等を同意の上、利用契約の申し込みをするものとします。

2. 基本サービスは、タブレット端末および対象OSの環境下でのみ利用できるものとします。
3. 基本サービスは、インターネットに常時接続された環境下で利用するものとします。それ以外の環境下でご利用の場合、基本サービスは正常に動作いたしません。

第2章 サービスについて

第7条（機器の故障）

当該タブレット端末の保証期間および契約期間は、延長されないものとします。

2. 当社は、共通約款第28条（機器の故障）第1項の規定に関わらず、次の場合には有償にて当社が定める必要な措置を講ずるものとし、交換による再契約の場合は、当該タブレット端末の保証期間および契約期間は、それぞれ新たに発生するものとします。なお、修理料金は料金表に定める通りとし、交換による再契約の場合は契約期間に応じ料金表に定める解約料金を支払うものとします。
- (1) 当該タブレット端末の保証期間を経過した場合
 - (2) 加入者の故意または過失による場合
 - (3) 加入者がタブレット端末を本来の用法に従って使用していなかった場合
 - (4) 加入者が当社の貸与したタブレット端末を第三者に譲渡した場合

第8条（機器の滅失、紛失、盗難等）

タブレット端末が滅失、紛失、または盗難された場合、加入者は直ちにその旨を当社に通知するものとします。なお、この場合、加入者は契約期間に応じて料金表に定める解約料金を支払ったうえで、タブレット端末を再契約するものとします。

第3章 雑則

第9条（機密保持）

加入者および当社は、基本サービスの提供に関連して知り得た相手方の機密情報を、利用契約終了後といえども相手方の同意なしに第三者に開示、提供しないものとします。

2. 当社は、刑事訴訟法第218条（令状による差押え・捜索・検証）その他同法の定めに基づく強制的処分が行われた場合には、当該法令および令状に定める範囲で、前項の守秘義務を負わないものとします。
3. 当社は、警察官、検察官、検察事務官、国税職員、麻薬取締官、弁護士会、裁判所等の法律上の照会権限を有する者から、法令等に基づき照会を受けた場合、第1項の規定にかかわらず、機密情報の照会に応じることができるものとします。
4. 当社は、第1項の規定にかかわらず、当社と秘密保持条項を含む業務委託請負契約を締結した外部委託業者等に、当社が業務上必要な加入者の機密情報を提供することがあります。

第10条（禁止事項）

加入者は、基本サービスの利用にあたり、次の各号に該当する行為を行うことができないものとします。

（1）機器および施設の改変行為

- ①当社から貸与した機器を譲渡、質入れ、転貸する、またはそのおそれのある行為
- ②当社から貸与した機器または当社施設を変更、分解、改変または付加物等を取り付ける、またはそのおそれのある行為。ただし、天災、地変、または、その他の非常事態に際して保護する必要があるとき、保守の必要があるとき、もしくは、当社が業務の遂行上支障がないと認める場合は、この限りではない
- ③不正な手段を用いて当社が基本サービスを提供するために使用する設備に接続する行為

（2）当社の承諾のないサービスの利用行為

- ①基本サービスを利用して営利目的の活動をする、またはしようとする行為
- ②ID、パスワードおよび加入者回線等番号を不正使用する行為
- ③基本サービスを第三者が利用できる状態にする、またはそのおそれのある行為

（3）ソフトウェア、コンテンツおよびデータの不正使用

- ①ソフトウェアおよびコンテンツを改変し、またはリバースエンジニアリング（主にソフトウェアの内容を解析して、人間が読み取り可能な形に変換することを指します。）、逆コンパイル、逆アセンブルその他これらに類する行為、またはそのおそれのある行為
- ②ソフトウェアおよびコンテンツの全部または一部を複製、翻案、翻訳もしくは編集その他の変更を加える行為、またはそのおそれのある行為
- ③ソフトウェアおよびコンテンツの全部または一部を、有償、無償を問わず公衆送信、頒布、譲渡、貸与その他利用する、またはそのおそれのある行為
- ④ウイルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信、掲載する、またはそのおそれのある行為
- ⑤当社の設備に蓄積されたデータを不正に書き換え、消去する、またはそのおそれのある行為

（4）違法・有害情報に関する行為

- ①当社もしくは第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為

- ②当社および第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
 - ③当社および第三者を不当に差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、当社および第三者への不当な差別を助長し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為
 - ④詐欺、児童売買春、預貯金口座および携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれの高い行為
 - ⑤わいせつ、児童ポルノもしくは児童虐待に相当する画像、映像、音声もしくは文書等を送信または表示する行為、またはこれらを収録した媒体を販売する行為、またはその送信、表示、販売を想起させる広告を表示または送信する行為
 - ⑥薬物犯罪、規制薬物等の濫用に結びつく、もしくは結びつくおそれの高い行為、または未承認医薬品等の広告を行う行為
 - ⑦販売または頒布をする目的で、広告規制の対象となる希少野生動植物種の個体等の広告を行う行為
 - ⑧貸金業を営む登録を受けないで、金銭の貸付の広告を行う行為
 - ⑨無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、またはこれを勧誘する行為
 - ⑩当社の設備等に蓄積された情報を不正に書き換え、または消去する行為
 - ⑪第三者になりすまして基本サービスを利用する行為
 - ⑫ウイルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信または掲載する行為
 - ⑬無断で当社および第三者に広告、宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、または社会通念上当社および第三者に嫌悪感を抱かせる、もしくはそのおそれのあるメールを送信する行為
 - ⑭第三者の設備等または基本サービスに用いる設備等の利用、もしくは運営に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為
 - ⑮基本サービスの提供に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為
 - ⑯違法な賭博・ギャンブルを行わせ、または違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為
 - ⑰違法行為（けん銃等の譲渡、爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等）を請け負い、仲介しまたは誘引（他人に依頼することを含みます。）する行為
 - ⑱人の殺害現場の画像等の残虐な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上第三者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為
 - ⑲人を自殺に誘引または勧誘する行為、または第三者に危害のおよぶおそれの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為
 - ⑳その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様または目的でリンクをはる行為
 - ㉑犯罪や違法行為に結びつく、またはそのおそれの高い情報や、他者を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を、不特定の者をして掲載等させることを助長する行為
 - ㉒その他、公序良俗に違反し、または当社および第三者の権利を侵害すると当社が判断した行為
- (5) その他
- ①その他、基本サービスの運営を妨げる等、当社が不相当と判断する行為
 - ②その他、法令に違反し、またはそのおそれのある行為

第 11 条（情報の削除等）

当社は、加入者による基本サービスの利用が前条各号に該当する場合、当該利用に関し、第三者から当社に対しクレーム、請求等が為され、かつ当社が必要と認めた場合、またはその他の理由で基本サービスの運営上不相当と当社が判断したときは、当該加入者に対し、次の措置のいずれかまたはこれらを組み合わせる場合があります。

- (1) 前条各号に該当する行為をやめるように要求します
 - (2) 第三者との間で、クレーム等の解消のための協議を行うよう要求します
 - (3) 加入者に対して、表示した情報の削除を要求します
 - (4) 事前に通知することなく、加入者が発信または表示する情報の全部もしくは一部を削除し、または第三者が閲覧できない状態に置きます
2. 前項の措置は加入者の自己責任の原則を否定するものではなく、前項の規定の解釈、運用に際しては自己責任の原則が尊重されるものとします。

第 12 条（著作権）

加入者は、基本サービスの利用を通じて入手したいかなる情報も、当該情報の著作権者の承諾を事前に得た場合を除き、複製、販売、出版その他いかなる方法においても、加入者自身の私的使用以外に使用してはなりません。

第 13 条（加入者の義務）

加入者は、基本サービスの利用にあたり、次の各号に該当する行為を行う義務を負うものとします。

- (1) 加入者が他のネットワーク（国内外）を経由して通信を行う場合、経由するすべてのネットワークの規則に従うこと
- (2) 加入者は、加入者のタブレット端末内に保管されたデータについて全ての責任をもち、そのデータのバックアップは加入者の責任において行うこと
- (3) 加入者は、当社のサーバ内に保管された加入者のデータについて全ての責任を持ち、そのデータのバックアップは加入者の責任において行うこと
- (4) 加入者は、基本サービスで提供するコンテンツの全てをダウンロードおよびインストールすること

第 14 条（基本サービス提供の終了にともなう当社の責任等）

利用契約の終了にともない、基本サービスの提供が終了したことによって加入者が損害を被った場合、当社およびサーバコンテンツ保有事業者は一切責任を負わないものとします。

2. 利用契約が終了した場合、加入者はいかなる理由においても基本サービスを使用することはできません。また、加入者の占有または管理下にあるコンテンツならびに基本サービス約款に違反して複製された複製物等全てを当社が破棄または消去することに同意するものとします。

第 15 条（損害賠償の免責および特約事項）

基本サービスにより提供される各種情報の内容の正確性、最新性、有用性、完全性等について、当社は何等の保証をしないものとします。加入者およびその他の第三者が、基本サービスにて提供される情報に基づいて行った活動によって加入者およびその他の第三者が損害を被った場合、当社は一切責任を負わないものとします。

2. 加入者が、第 9 条（機密保持）第 1 項、第 10 条（禁止事項）、第 12 条（著作権）および第 13 条（加入者の義務）について、過失、不正、違法な行為を犯し、当社に損害を与えた場合には、当該加入者に対して相応の損害賠償の請求を行うことができるものとします。
3. 当社は、加入者のタブレット端末に保管されたデータについて一切責任を負わないものとします。また、加入者は、利用契約が終了した際には、加入者の占有または管理下にあるコンテンツならびに基本サービス約款に違反して複製された複製物等全てを当社が破棄または消去することに同意するものとします。
4. 当社は、当社のサーバ内に保管された加入者のデータについて一切責任を負わないものとします。また、基本サービスの利用契約が終了した際は、当社は速やかに当該加入者のデータを削除するものとし、この場合当社は削除されたデータに関して一切責任を負わないものとします。
5. 当社は、基本サービスの提供の状態を確認するために、共通約款第 42 条（個人情報）の規定を遵守した上で、加入者の使用するタブレット端末と電気信号による通信を行うことができる

ものとしてします。

6. 当社は加入者に対し、基本サービス上の機能を通じアンケート等を実施することができるものとしてします。また、当社は、当社または第三者の提供する商品またはサービスに関する広告等の各種情報（以下「付加情報」といいます。）を、加入者に対して配信することができるものとしてします。なお、当社は加入者に対して、付加情報の内容およびその内容に基づく一切の取引および行為について何等の責任および義務を負いません。

付則

- (1) 当社は特に必要があるときには、この約款に特約を付することができるものとしてします。
- (2) 第6条（利用の条件）第2項に定める「対象OS」については、当社ホームページ等、当社が別途掲載するものとしてします。
- (3) 基本サービス約款は、2017年3月1日より施行します。